

川崎市放射線安全対策連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）に対する各種対応に関して情報共有等を図り、市民の安全・安心を確保するため、川崎市放射線安全対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、前条の目的を達成するために実施する次の事項とする。

- (1) 環境モニタリングの実施、評価及び対応に関すること。
- (2) 食品等のモニタリングの実施、評価及び対応に関すること。
- (3) 一般廃棄物焼却灰、下水汚泥焼却灰等の安全な処分等に関すること。
- (4) 局所的に放射線量の高い箇所への対応に関すること。
- (5) 情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 連絡会議は、会長が招集し、会長はその会議の座長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、連絡会議に諮り、専門的事項に関し学識経験のある者、関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局を環境局環境対策部地域環境共創課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が連絡会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 川崎市放射線安全対策推進会議設置要綱は平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	環境局環境対策部長
副会長	環境局環境対策部地域環境共創課担当課長
委 員	財政局財政部財政課長 市民文化局市民生活部庶務課長 経済労働局都市農業振興センター農業振興課長 環境局施設部処理計画課長 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長 健康福祉局健康安全研究所担当課長〔理化学〕 こども未来局総務部庶務課長 建設緑政局総務部庶務課長 港湾局港湾経営部経営企画課長 臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長 危機管理本部危機管理部企画担当課長 川崎区危機管理担当課長 幸区危機管理担当課長 中原区危機管理担当課長 高津区危機管理担当課長 宮前区危機管理担当課長 多摩区危機管理担当課長 麻生区危機管理担当課長 上下水道局水管理センター担当課長〔水道水質〕 上下水道局下水道部下水道計画課長 消防局警防部警防課長

	教育委員会事務局学校教育部健康教育課長 教育委員会事務局健康給食推進室担当課長
--	--